

**第一種少額電子募集取扱業務を行う特定業務会員の加入に伴う
「有価証券関連業経理の統一に関する規則」の一部改正について**

平成 29 年 2 月 9 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

本協会では、金融商品取引業の拡大に伴い、協会員の区分に「特定業務会員」を設けたところであるが、今般、第一種少額電子募集取扱業務¹を行う特定業務会員が加入したことから、当該業務を行う特定業務会員が適正な会計処理を行うため、有価証券関連業に固有の勘定科目とその内容及び経理処理方法を定めた「有価証券関連業経理の統一に関する規則」の一部改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

○ 第一種少額電子募集取扱業務を行う特定業務会員を本規則の対象とする改正

第一種少額電子募集取扱業務を行う特定業務会員を本規則の対象とする。（前文、「I 貸借対照表科目に関する有価証券関連業固有の勘定科目とその内容・計上基準」の前文）

3. 施行の時期

この改正は、平成 29 年 2 月 9 日から施行する。

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部（TEL 03-3667-8470）

以 上

¹ 金融商品取引法第 29 条の 4 の 2 第 10 項参照。

「有価証券関連業経理の統一に関する規則」の一部改正について

平成 29 年 2 月 9 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
この規則は、<u>会員及び特定業務会員（定款第 5 条第 2 号ロに掲げる業務を行う特定業務会員に限る。以下同じ。）</u>（以下「<u>会員等</u>」という。）が適正な会計処理を行うため、金融商品取引業等に関する内閣府令第 172 条第 2 項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として、金融商品取引法（以下「<u>金商法</u>」という。）第 28 条第 8 項に規定する有価証券関連業に固有の勘定科目とその内容及び経理処理方法について有価証券関連業に関する経理の統一基準を下記のとおり定めるものである。<u>会員等</u>が金商法第 46 条の 3 に規定する事業報告書など経理の状況に関する報告書等の作成並びに企業会計を行う場合には、この規則の他、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って適正に処理しなければならない。 I 貸借対照表科目に関する有価証券関連業固有の勘定科目とその内容・計上基準 <u>会員等</u>が貸借対照表を作成する場合における有価証券関連業固有の勘定科目とその内容及び計上基準は次のとおりとする。なお、以下に掲げる勘定科目等によるほかは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成する。 付 則 この改正は、平成 29 年 2 月 9 日から施行する。	この規則は、会員が適正な会計処理を行うため、金融商品取引業等に関する内閣府令第 172 条第 2 項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として、金融商品取引法（以下「<u>金商法</u>」という。）第 28 条第 8 項に規定する有価証券関連業に固有の勘定科目とその内容及び経理処理方法について有価証券関連業に関する経理の統一基準を下記のとおり定めるものである。<u>会員</u>が金商法第 46 条の 3 に規定する事業報告書など経理の状況に関する報告書等の作成並びに企業会計を行う場合には、この規則の他、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って適正に処理しなければならない。 I 貸借対照表科目に関する有価証券関連業固有の勘定科目とその内容・計上基準 <u>金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）を行う者をいう。別に定める場合を除き、以下同じ。）</u>が貸借対照表を作成する場合における有価証券関連業固有の勘定科目とその内容及び計上基準は次のとおりとする。なお、以下に掲げる勘定科目等によるほかは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成する。